

自己搬入時の受入区分

ごみの種類	詳細		受入日
可燃ごみ 縦・横・高さ 1m×1m×2m未満	紙類	資源ごみにならない紙類。	月～土
	繊維製品	衣類、布団、毛布、座布団、タオル、カーテン、カーペットなど。	
	生ごみ	十分に水切りをすること。(※液状・泥状のものは受けません)	
		廃食用油は固めたり、紙に吸収させること。	
	剪定枝	数日間乾燥させ、太さ10cm未満に処理したもの。	
	木の葉・雑草	土を取り除き、数日間乾燥させたもの。	
	プラスチック製品	資源ごみにならないプラスチック類、スポンジ製品など。	
	木製家具	本棚、テーブル、椅子、机、タンスなど。(※柱や臼など、密度が高く容易に壊れないものは不可。) 金属部分は取れる範囲で取り除く。(金具程度はそのままで可)	
その他	皮革製品、ゴム製品(※タイヤを除く)、アルミ箔製品、畳など。		
不燃ごみ 縦・横・高さ 1m×1m×2m未満	調理器具類	鍋、フライパン、やかんなど。	月～金
	電化製品	家電リサイクル対象品目(エアコン、テレビ、洗濯(乾燥)機、冷蔵(冷凍)庫)以外のもの。(※燃料・電池は抜き取る)	
	スプレー(ガス)缶	使い切った後、屋外など風通しの良いところで穴を空けること。	
	蛍光管・電球	刃物や割れ物は、新聞紙でくるんだり、袋や箱でまとめてください。 (※壊れていないものを割り砕く必要はありません)	
	刃物・瀬戸物・ガラス		
	金属製品	トタン、スコップ、アルミサッシなど。(※機械で容易に潰せる程度のものに限るため、金庫など金属の塊の様な物は不可。)	
その他	資源ごみにならない缶・びん類。(化粧品びんや汚れたびん)		
資源ごみ 純度の高いリサイクル品とするために、きれいに洗淨してください。	缶	アルミ缶・スチール缶。  	月～金
	びん	無色のびん・茶色のびん・その他の色のびん。	
	ペットボトル	 マークがあるもの。(飲料または醤油等の容器)	
	プラスチック製容器・包装	 マークがあるもの。(緩衝材はマークがないものも対象)	
	白色トレイ	色や柄が付いていない、白色のものに限る。 (※納豆容器はプラスチック製容器包装)	
	紙類	紙パック、新聞・チラシ、段ボール、雑誌・厚紙類 (※種類ごとに、紙ひもで十字に束ねる) 	
処理不適物 (受入できないもの)	・家電リサイクル法に定めるもの。(エアコン、テレビ、冷蔵(冷凍)庫、洗濯(乾燥)機)。 ・PCリサイクル法に定めるパソコン。 ・縦・横・高さが1m×1m×2mを超えるごみ。 ・その他、施設の管理運営に支障をきたす恐れのあるもの。 →爆発性のあるもの、火災発生の原因となる恐れのあるもの、液状のもの、粉末または粒状で飛散の恐れのあるもの、著しい悪臭または刺激臭を発生するものなど。 例) バッテリー、タイヤ、ホイール、劇薬の空きびん、モーター、ベッドのスプリング、鋼材、ワイヤーロープ、うす、木の根・幹、ドラム缶、薬きょう など。		
	処理手数料	10kgにつき 81円	

※搬入の際の注意事項について

- 一般廃棄物に限り搬入することができます。
- 縦・横・高さが1m×1m×2m未満のものに限ります。